

平成29年度第22回全国高等学校将棋女子選抜大会

宿泊プラン・交流会・弁当のご案内

宿泊プランに係わる契約は、旅行企画実施を行うJTB中部静岡支店との募集型企画旅行契約となり、弁当・交流会に関わる契約はJTB中部静岡支店との手配旅行契約となります。

1. ご宿泊プラン手配取扱期間について

平成30年3月24日(土)～3月25日(日)の2日間(3月24日分)手配させていただきます。

2. 宿泊プランの行程

日次	行程 (往復の交通費は含まれておりません)	食事条件
1日目	自宅または前泊または各地 → (交通はお客様負担) → 宿泊施設	朝× 昼× 夕×
2日目	宿泊施設 → (交通はお客様負担) → 自宅または後泊または各地	朝○ 昼× 夕×

※ご移動交通は含んでおりません。お客様にてご手配、ご旅程の管理をお願い申し上げます。

3. ご利用条件について

(1) 旅行(宿泊プラン)代金について(1名当り/定員利用/税金・サービス料込)

宿泊施設名	食事条件	客室利用条件	旅行(宿泊プラン)代金
ホテルオーレ	1泊朝食	1名1室(シングル)	8,000円
		1名1室(セミダブル)	8,600円
		2名1室(ツイン)	6,600円

■ホテルオーレ

〒426-0067 静岡県藤枝市前島1-3-1 TEL054-634-0001

JR藤枝駅南口直結 平成28年3月オープン

ホテル客室はシングル(1名1室)セミダブル(1名1室)ツイン(2名1室)からお選び下さい。

※ ツインルーム17室(禁煙10室・喫煙7室)34名

シングルルーム30室(禁煙)30名、セミダブルルーム5室(禁煙)5名、先着順

※ 喫煙希望の場合は備考欄に記載してください。必ずしも希望どおりになるとは限りません。

※ ツインルームの喫煙室の場合、消臭対応となります。

※ **ご回答につきましては、ご期待に添えない場合もございますので、ご了承下さい。**

① 基本条件は1泊朝食付きです。

② 最少催行人員は1名からです。

③ 添乗員の同行はございません。チェックインの手続きはご自身でお願いいたします。

(2) ホテル概要

- ・チェックインは15時00分以降、チェックアウトは11時00分。それ以前のチェックイン又はそれ以降のチェックアウトについては追加料金がかかる場合がございます。
- ・駐車場は無料です。
- ・朝食は6階ラウンジにて6:30～10:00です。朝食を召し上がらなくても、ご返金はありません。
- ・6階に大浴場がございます。ご宿泊者は無料でご利用いただけます。

4. 弁当の取扱について

ご希望により、以下の料金にてお弁当を手配いたします。

ご希望される方は、必ず事前にお申込みをお願いします。

(1) 料金

お弁当料金	¥800	お弁当・1食／税込／お茶付
-------	------	---------------

(2) 取扱期間

平成30年3月25日(日)のみとなります

(3) 弁当の引換時間は、大会会場内で指定の「弁当引換所」にて、引き換え致します。

(4) 当日、弁当引換の際は引換所にて学校名と責任者名をお伝え下さい。

(5) 衛生管理上、弁当引換後、1時間以内にお召し上がりください。

(6) 当日会場での申込・販売はございません。又、会場周辺には他に弁当を販売している施設はありません。

(7) その他

アレルギーをお持ちの方は、申込書に表記をお願いします。

空箱も回収いたしますので、お渡し時にお伝えする時間と場所に返却をお願いします。

5. 交流会の取扱について

ご希望により交流会(夕食含む)について以下の料金にて手配いたします。ご希望される方は、必ず事前にお申込みをお願いします。

(1) 料金

交流会ご参加料金	¥4,320	お一人当たり／税込
----------	--------	-----------

(2) 取扱期間

平成30年3月24日(土)のみとなります

(3) 受付については、当日会場にて学校名、責任者名、人数をお伝え下さい。

(4) 交流会、開会式会場

藤枝四川飯店&ガーデンズ

静岡県藤枝市田沼1丁目23 TEL 054-634-4000

ホテルオーレより徒歩5分

(5) 当日、会場での申込は受け付けておりません。

6. 申込方法・お支払いについて

(1) 申込方法について

出場が決定しましたら、FAXにてお申込をお願い致します。正式フォームについては、本要項と同じ箇所よりダウンロードできますので、よろしくお願い致します。

**お電話等、口頭による申込、変更、取消は一切行っておりませんのでご了承下さいませ。
また、申込の受領連絡も致しません。**

(2) 申込締切日について

申込締切日は、2月16日（金）18：00とします。

(3) 宿泊プラン・弁当の代金請求書等の「ご請求書」の発送について3月2日（金）頃までにご記入いただいた書類送付先に、「ご請求書」等を送付いたします。

(4) お支払について

旅行代金は、3月9日（金）までに「ご請求書」に同封させて頂く請求書の指定口座へお振込み下さいませ。お振込に際して、依頼人名は「学校名＋申込責任者名」でご入力願います。なお、振込手数料はご負担いただきますようお願い致します。

(5) ご返金について

お申込内容の変更・取消により返金が生じた場合、大会終了後、事前にご指定いただいた金融機関の口座にお振込みにてご返金いたします。

（当日大会会場での返金は混乱を避けるため、受付いたしませんのでご承知下さい）

(6) 領収書について

領収書をご希望の学校は、必要事項（宛名、金額、但し書き）を任意の書面にて当社までFAXにてご指示下さい。大会終了後に発送させていただきます。（受付は平成30年3月30日（金）まで）なお、本来の内容と異なる表記や宛名の「上様」宛名無し等の領収書は作成できませんので、ご了承下さいませ。

7. 変更・取消料について

(1) 取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される時は、下記の金額を取消料として申し受けます。

【宿泊プラン】

契約解除の日	取消料
20日前～10日前	無料
9日前～3日前	10%
2日前	20%
前日	40%
当日	50%
旅行開始後の解除 又は無連絡不参加	100%

【交流会・お弁当】

契約解除の日	取消料
20日前～10日前	無料
9日前～3日前	無料
2日前	無料
前日	100%
当日	100%
旅行開始後の解除 又は無連絡不参加	100%

※起算日：旅行開始の前日から起算してさかのぼったものです。

(2) 宿泊プラン・交流会・弁当の取消・変更について

所定の「変更・取消等受付用紙」に必要事項をご記入の上、FAXにて下記「**㈱JTB中部静岡支店**」にご連絡ください。お電話での受付は行いませんので、ご注意ください。

8. 旅行企画・実施

株式会社 J T B 中部
観光庁長官登録旅行業第 1762 号
(一社) 日本旅行業協会正会員
愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-4 〒450-6111

9. お申込み、お問い合わせ先

緊急な変更やご不明な点、困った事などがございましたら遠慮なくご相談ください。

(株) J T B 中部静岡支店
観光庁長官登録旅行業第 1762 号
〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町 5-9 静岡フコク生命ビル 8F
TEL : 054-251-2398 FAX : 054-253-4135
総合旅行業務取扱管理者 : 古牧 憲之
担 当 : 小林 正大・深澤 晶子
営業時間 : 9 : 30 ~ 17 : 30 (土・日・祝祭日休業)

CSR 承認番号 3324



旅行業公正取引
協議会 会員



※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。ご旅行の契約に不明な点がございましたら、遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

ご旅行条件（要約）：宿泊プラン

お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、
事前に内容をご確認の上お申し込みください。

取消条件説明書（全文）はこちらよりご確認ください。【 http://www.jtb.co.jp/operate/jyoken/tehadom_shop.asp 】

●募集型企画旅行契約

この旅行は（株）JTB中部（愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 観光庁長官登録旅行業第1762号。以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 別紙の申込書に必要事項をご記入のうえ、ファクシミリにてお申し込みください。
- (2) ファクシミリでお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知したときに、旅行契約は成立するものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は、3月9日（金）までにお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税
これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。
（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

- ・ 死亡補償金：1500万円
- ・ 入院見舞金：2～20万円
- ・ 通院見舞金：1～5万円
- ・ 携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。（受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。）

- (1) 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき（e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達したとき）とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。
- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。（但し、成立日が旅行開始前日から14日目にあたる日より前の場合は「14日目（休業日にあたる場合は翌営業日）」とします。）また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。（但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。）
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、販売店の係員にお問合せください。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込店にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●個人情報の取扱について

- (1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
- (2) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2018年1月19日を基準としています。又、旅行代金は2018年1月19日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

取引条件説明書 要約（手配旅行契約）：交流会・弁当

お申込みの際には、必ず取引条件説明書（全文）をお受け取りいただき、
事前に内容をご確認の上お申し込みください。

取消条件説明書（全文）はこちらよりご確認ください。【 http://www.jtb.co.jp/operate/jyoken/tehaidom_shop.asp 】

●手配旅行契約

「手配旅行契約」（以下、単に「契約」といいます。）とは、(株)JTB 中部（愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-4 観光庁長官登録旅行業第 1762 号。以下「当社」という）がおお客様の依頼により、旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。尚、この取引条件説明書は旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

●契約の申込、契約の成立

- (1) 別紙の申込書に必要事項をご記入のうえ、ファクシミリにてお申し込みください。
- (2) ファクシミリでお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知したときに、旅行契約は成立するものとします。

●旅行代金とその支払い時期

- (1) 旅行代金は、3 月 9 日（金）までにお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。
- (2) 旅行開始前に運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動があった場合は旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

●契約の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料を負担いただくほか、下記の変更手数料金を支払わなければなりません。

国内旅行	
変更手数料金	当該変更された宿泊機関・運送機関・観光券・航空券等に係る旅行費用の 20%以内

●当社の責任

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。（手荷物に関する賠償限度額は 1 人 15 万円、但し、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）但し、損害発生の日から起算して 2 年以内（手荷物については国内旅行は 14 日以内）に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) 次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

●お客様の責任

当社は、お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

●個人情報の取扱について

- (3) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
- (4) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2018 年 1 月 19 日を基準としています。又、旅行代金は 2018 年 1 月 19 日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。